

## 第2回太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会 次第

日 時 令和3年3月26日（金） 18時～

場 所 太宰府市役所 庁議室

### 1 開会

### 2 市長あいさつ

### 3 議事

#### (1) 確認事項

議事1 前回の振り返り 【資料1～4】

#### (2) 審議事項

議事2 太宰府市の歴史文化の特徴 【資料4】

議事3 目指す方向 【資料4】

議事4 現状と課題、および方針 【資料4】

#### (3) その他

### 4 連絡事項

次回開催予定

### 8 閉会

太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会の進め方

開催	開催時期	主な協議事項
令和2年度	1回目	12月25日 ○用語の整理 ○計画の骨子 ○計画作成の背景と目的 ○太宰府市の歴史文化の特徴（その1）
	2回目	3月26日 ○太宰府市の歴史文化の特徴（その2） ○目指す方向 ○課題 ○基本方針（その1）
	—	関係各課ヒアリング
令和3年度	3回目	5月下旬～6月上旬 ※素案の提示 ○目指す方向と基本方針（その2） ○措置（第2章〔個別計画〕） ○文化遺産の保存・活用の推進体制や仕組み
	4回目	7月下旬 ※素案の修正案 ○パブリックコメント案の確認
	—	パブリックコメントの実施（7月下旬～8月中）
	5回目	9月中旬 ○計画の取りまとめ →文化庁との認定協議へ
	—	全国史跡整備市町村協議会大会の開催（史跡指定100年記念）

## ■太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会（第1回）の主な質疑と対応

番号	主な質疑	対応
(1) 文化財保護法改正の趣旨と文化財保存活用地域計画		
1	<p>●措置の考え方</p> <p>・ボトムアップによる文化財保護とのことだが、地域計画に位置づけるような既往の措置があれば参考までに教えてほしい。</p>	<p>・文化遺産や市民遺産の取組を記載する。 【計画書：20頁～28頁】</p>
2	<p>●計画の目的・メリット</p> <p>・計画の実効性を担保するものは何かあるのか？</p> <p>・保存や活用の先にあるものは何か？</p> <p>・市民が誇りを持った子供たちを育てることが必要だと思う。</p>	<p>・様々な事業を関連付けて活用するためのマスタープラン。この計画が文化財などに関連する事業を進める上での前提になってくる。庁内での位置づけの確認の意味もあることを説明。具体的には、第2章にて記述する。 【計画書：42頁以降】</p> <p>・「今後の方向」にて示していく。 【計画書：31・32頁】</p> <p>・意見を踏まえて、実践内容について検討し、示していく。</p>
3	<p>●計画の可変性</p> <p>・スケジュールがタイトという危惧がある。新しく手を挙げたものを追加していく余地はあるか関心がある。</p>	<p>・本計画は、枠組みを作って、今後発展していく計画であり、必要に応じて計画変更を行っていく必要がある。 【計画書：42頁】</p>
(3) 地域計画の骨子、協議会の進め方		
4	<p>●目指す方向</p> <p>・目指す方向を課題の前に入れて入れ替えたほうが良いのではないかと？</p>	<p>・反映した。</p>
5	<p>●歴史文化の特徴</p> <p>・歴史文化の特徴を文化庁が重視しているとのことだが、どういう意味か？</p> <p>・現地に行くなど、もっと勉強したいため、今回は頭出し程度にしてほしい。</p>	<p>・課題、方針につながる部分ということ。市としては、今後もPRしていく内容になるため、大事に考えている。</p> <p>・今回は頭出しとし、次回も継続した協議内容とする。</p>

(4) 計画策定の背景と目的		
7	<p>●計画の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動機づけになるような、なぜ歴史や文化を学ぶのか、大切に思うのかということ、計画のはじめのほうにふれてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の背景に追加した。</li> </ul> <p>【計画書：2頁】</p>
(5) 歴史文化の捉え方		
	<p>●用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護法のかなでは、未指定も含めて「文化財」としている。「文化財」を指定文化財のみとするのは保護法に反するため、よくない。</li> <li>・文化財保護条例、文化財保護審議会とも問題のない言葉としてほしい。</li> <li>・用語の定義がわかりづらい。混乱を生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今までの歴文構想で扱ってきた「文化遺産」「文化財」「市民遺産」という言葉を踏襲したい。「文化財」の定義の書きぶりを修正した。</li> </ul> <p>【計画書：20頁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方で、理解している人と、広く一般の市民が用いる言葉のズレを解消するべく、情報発信に取り組んでいく。</li> </ul>
(6) 歴史文化の特徴		
8	<p>●見出し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カテゴリー分けをして、見出しを付けたほうが内容を把握しやすい。</li> <li>・ポイントを押さえた見出しにするとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見出しを追加した。</li> </ul> <p>【計画書：17・18頁】</p> <p>【計画書：29・30頁】</p>
9	<p>●歴史的背景との書き分け、書きぶり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史上すごいと思うことはたくさんあり、膨大なため、分類の仕方に工夫ができると思う。</li> <li>・近現代史の掘り起こしもしてほしい。</li> <li>・市史とのすみわけ、取捨選択が必要だと思う。</li> </ul>	
10	<p>●歴史文化の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和」「坂本八幡神社」などは敢えて触れていないのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少し触れていたが、内容を追加した。</li> </ul> <p>【令和 計画書：30頁】</p> <p>【坂本八幡神社 計画書：30頁】</p>
(7) その他		
11	<p>●SDGsへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回（第3回）協議内容となる措置に反映していく。</li> </ul>

	文化遺産	文化財	市民遺産
評価主体	市民	行政機関	景観・市民遺産会議
対象	全てのモノ・コト（物語を伴う）	文化遺産から抽出	文化遺産・文化財から抽出
評価の前提	対象を、市民が未来に伝えていきたいと思うこと	対象を、行政が責任をもって未来の市民に伝えていく必要があるとの判断があること	対象が紡ぐ「太宰府固有の物語」と、その育成活動が行われていること
形態	・モノコト （単位体あるいは複数構成） ・モノコトに伴う物語	・モノコト （基本的に単位体）	・太宰府固有の物語 ・物語をつなぐ文化遺産・文化財 ・育成活動
評価方法	・市民の認知 ・文化遺産の登録	行政が、附属機関の委員会の答申を受け、決定	景観・市民遺産会議が提案を受け、審査・決定

## ■太宰府市文化財保存活用地域計画 要旨

### 1.構成

- 序 章：目的や計画期間などを記載。
  - 第1章：本計画の基本的な考え方を記載。
  - 第2章：具体的な措置（事業、制度）を記載。

### 2.内容

#### ●序章

計画策定の背景と目的

計画期間 対象 区域 策定体制と経過 上位・関連計画との関係

#### ●第1章 全体構想 ←ここをしっかりと考えて「基本的な考え方」としたい。

##### 本市の概要

- 自然・地理的特性
- 社会的状況
- 歴史的背景を記載。

##### 文化財に関わるこれまでの取組

- 平成17年・22年策定の「歴史文化基本構想」から、未来の市民に伝えていく手法によって文化遺産・文化財・市民遺産に分けて考えてきた。景観・市民遺産会議や文化遺産調査ボランティアに集う市民から、今後も踏襲して欲しいとの意見を受け、3つのカテゴリーは踏襲する。【24頁】
- 100年前の史跡指定から、令和2年12月の内閣府地方分権改革提案までの歩みを記述。【25頁】

##### 本市の歴史文化の特徴【32頁～34頁】

- 古代大宰府がこの地に置かれたことから、歴史の表舞台にこの地が描かれ、大伴旅人をはじめ多くの人びとが集い、その時々歴史文化を積み重ね、本市固有の歴史文化を醸成してきた。
- この地に住み、本市の歴史文化を未来へつないできた人びとの生活も欠くことができない本市の歴史文化の特徴。

----第1回 協議会

##### 目指す方向【35頁～36頁】

- 史跡をはじめとする文化財を市民遺産として活用していただき、市民皆で支えていただく存在へと育てていけるような仕組みづくりを進める。
- 100年後は、「市民の遺産」として文化遺産・文化財・市民遺産が、市民の心根から未来の市民に伝えていくものへと意識を育てていくことを「目指す方向」として掲げる。

##### 課題【37頁～41頁】

- 目指す方向を考えた時に、文化遺産・文化財・市民遺産が抱える課題を提示する。
  - 3つに共通していることは、①広がらない、②伝わらない、③うまく支えきれていない、の3つに集約できることから、方針は①広げる、②伝える、③支えるの3つを方針として掲げる。

## 方針【42頁～44頁】

### ①広げる

1. 本計画の基層（出発点）をなす文化遺産を知り、見守り、文化遺産への関心を市民に広げる。

### ②伝える

1. 文化遺産・文化財・市民遺産の市民へ伝える。  
2. 市民とともに実践する姿の「見える」化を考え実践し、「自分たちのまち」感を育むことで多様な人びとに伝える。

### ③支える

1. 文化財として保護（保存・活用）する仕組み（諸計画）づくりを進める。  
2. 指定文化財の保護措置の制度改変・創設に取り組む。  
3. 市民みなで考え支える場として景観・市民遺産会議と検討を重ねる。

## --- 第2回協議会 ここまで

### ●第2章 個別計画 ←「基本的な考え方」を実体化する施策・事業・制度を記載措置

#### 文化遺産・文化財保存活用区域

### ●事務局の悩み

頁	課題
表紙	①文化遺産を未来へつなぐ計画に「まちづくり」でいいのか ②「まちづくり」は「ひとづくり」「施設づくり」「制度づくり」など多様な言葉を含意しており、「文化遺産を未来へつなぐ」という抽象的な言葉よりは、「まちづくり」とした方が理解を促しやすいのではと考えた。
31 頁	①意図したこと ●文化財・市民遺産の垣根を取り払い「市民の遺産」として市民総がかりで文化遺産を未来へつないでいく取組にしたい。 この文章で伝わるのかということと「方向性」としてこれでいいのか。
43 頁 第3回協議会にて検討	実施主体への意識付けを考慮し、実施主体別を記載すべきかどうか固定化してしまうのではないかと危惧する。
48 頁 第3回協議会にて検討	事業投下区域であれば下の図になるが行政上、制度運営を開始している範囲は景観条例上では市域全体となる。文化庁にも問うことにはなるが、協議会としての意見を伺っておきたい。